

1 地域情報化の推進

- 平成17(2005)年度までに地域公共ネットワークを整備

最近のインターネットの爆発的な普及を背景に、電子商取引や金融、教育、医療など社会・経済活動の各分野におけるデジタル化、ネットワーク化が急速に進展している。これに伴い、行政の各分野においても、情報通信技術を活用した行政サービスの向上等に対する期待が一段と高まっており(1-3参照)。このような電子政府・電子自治体サービスの基礎となる地域の情報化が強く望まれている。

そこで、総務省では、教育・福祉等の住民サービスの向上、行政の効率化、情報格差(デジタル・デバイド)の是正等の観点から、総合的に地域の情報化を推進している。

特に、電子自治体の構築等のための地域公共ネットワークの整備推進については、平成13年10月に作成・発表した「全国ブロードバンド構想」の中で、学校、図書館、公民館、市役所などを接続する地域公共ネットワークについて、平成17(2005)年度までの全国整備を提唱している。

この実現に向けて、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、「地域イントラネット基盤施設整備事業」等の補助事業を充実するとともに、地方単独事業の活用も図ることとし、補助事業、単独事業ともに適切に地方財政措置を講ずるなど、総務省全体として地方公共団体等を支援している。

具体的には、以下のような地域情報化推進施策を展開している。

(1) 情報通信格差是正事業(公共事業関係費)等

高度情報通信ネットワーク社会においては、情報の円滑かつ安全な流通を支える情報通信インフラの整備が重要であり、「地域イントラネット基盤施設整備事業」等として、地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図ることを目的として、インターネットの技術を用いて構築する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等に対する支援を、平成10年度より実施している。なお、平成14年度においては、地域イントラネット基盤施設整備事業に広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整

備事業を統合した(図表)。平成13年度末までに延べ523事業に対して交付を決定している。

(2) 地域情報交流基盤整備モデル事業(加入者系光ファイバ網設備)

平成14年度より、過疎地域等の地方公共団体が地域公共ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網の整備を行う場合に支援を行う(3-3-1(1)参照)。

(3) 電気通信格差是正事業等

公共分野における情報通信の利活用により、住民生活の利便性の向上、地域経済の活性化を図るとともに、情報通信基盤整備を加速させることを目的として、以下のような施策を実施している。

・マルチメディア街中にぎわい創出事業

中心市街地の活性化を推進するため、マルチメディアに慣れ親しむ展示・研修・交流機能を併せ持った施設を整備する地方公共団体等への支援を、平成10年度から実施。平成13年度末までに延べ13地域で交付決定。

・IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業

高齢者・障害者等の情報リテラシー向上、テレワーク等IT活用の拡大のため、地域における開放型IT利用拠点として、高齢者・障害者等誰もが容易にITを利用できるIT生きがい・ふれあい支援センター施設の整備を推進(平成13年度までは「情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業」として、全国4か所において施設整備を実施)(3-4-2参照)。

・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

自主放送の実施による地域に密着した映像情報や双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設を整備する地方公共団体等への支援を平成6年度から実施し、平成13年度末までに658事業について交付を決定。

・地域インターネット導入促進事業

地域住民にインターネットを活用した双方向の行政サービスを提供するため、公共施設にインターネットを導入する過疎地域等の市町村等に対し、ハード、ソフトの両面から支援。平成13年度末までにハード事業については787事業、ソフト事業について

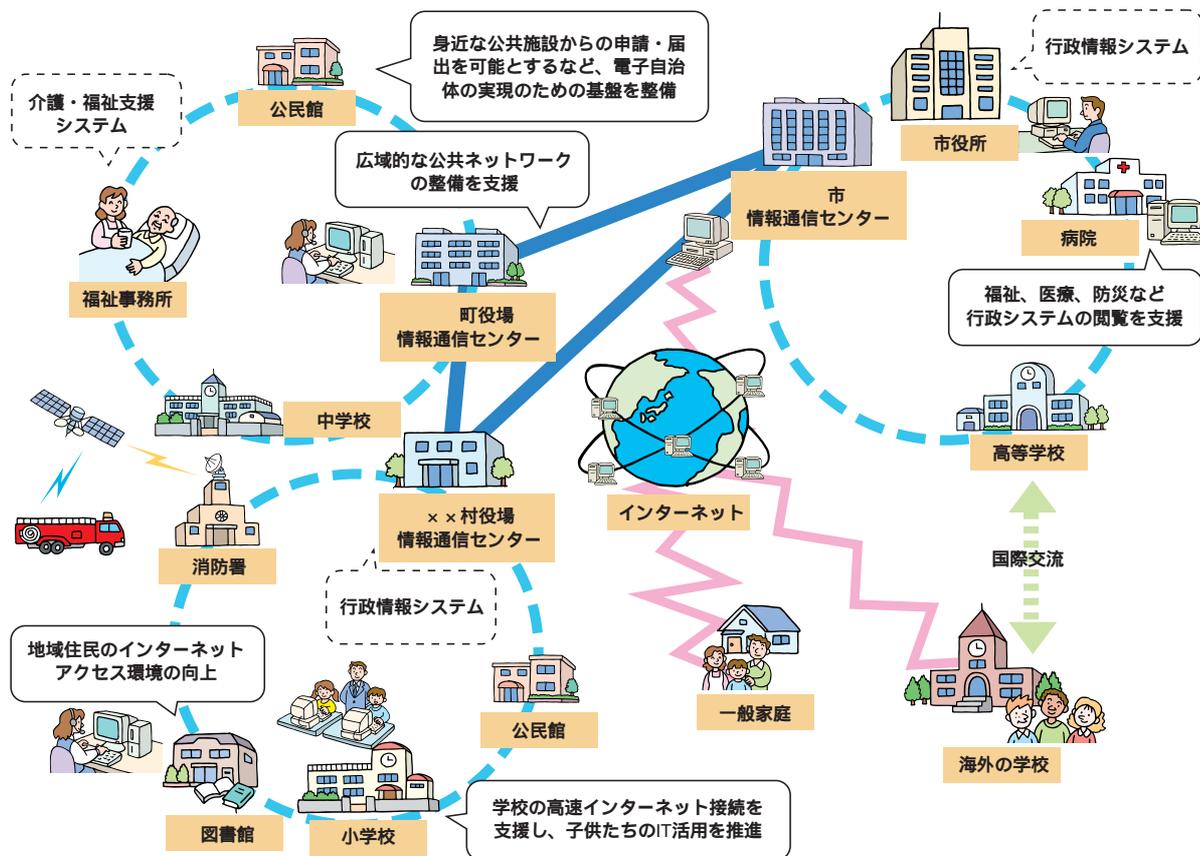
は494事業について交付を決定。

(4) 地方単独事業

情報通信技術を活用して、社会の変化に対応した活力ある地域社会の形成、質の高い公共サービスや行政情報の提供及び地域間格差の是正を図るため、

地方公共団体が地方単独事業として実施する公共施設等を接続する大容量で高速なネットワーク、加入者系光ファイバ網、ケーブルテレビ網の整備等、地域の情報通信基盤等の整備に対し、財政支援措置を講じている。

図表 地域イントラネット基盤施設整備事業のイメージ図



2 行政手続のオンライン化と公的認証基盤の整備

(1) 政府における制度・認証基盤の整備

- 電子政府における政府認証のシステム化を推進

e-Japan重点計画では、電子政府の実現をその大きな柱の一つに据え、国民、企業が、様々な行政情報へアクセスできること、申請・届出等手続をインターネット等により簡易に行えることなどを通じて、平成15年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現することを目標に掲げている。

そこで総務省では、申請、届出等に限らず法令に基づく行政手続について、書面による手続に加え、原則としてすべてオンラインによる手続も可能とするために必要な事項を定めることにより、国民の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案」を国会に提出する予定である。

しかしながら、申請・届出等手続などにおける国民等と行政機関との間の情報のやり取りをオンライン化、つまりインターネット等のネットワークを利用して文書のやり取りを行うに当たっては、従来の書面を前提とした制度・仕組みとは異なった観点からの検討・解決を要する課題がある。

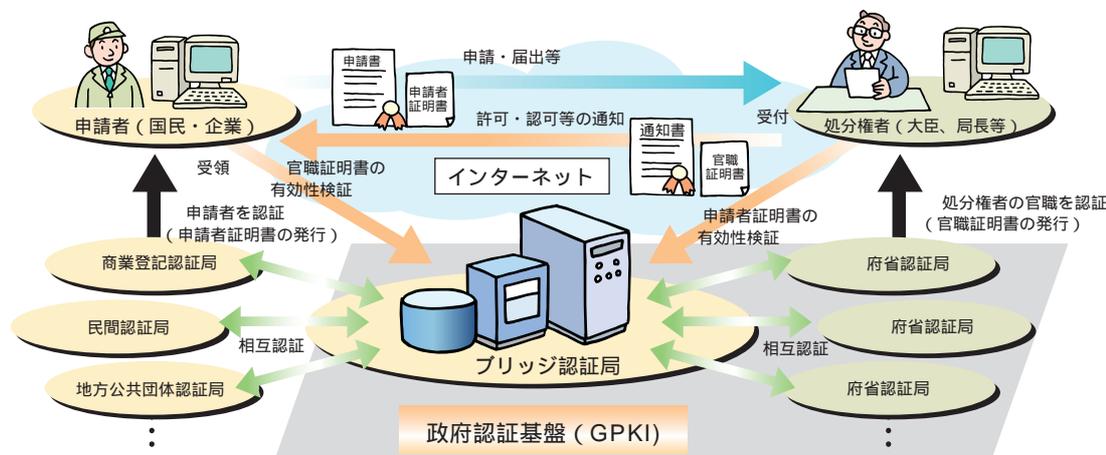
具体的には、例えば、国民等から行政に対する申請・届出等や行政から国民等に対する結果の通知等は、一般に、署名又は記名押印した書面により行われていた。ところが、これをインターネット等により行う場合、何らの措置も講じなければ、申請・届出や許可・認可等の通知といった情報が本当にその名義人（申請者や行政機関）によって作成されたものであるかどうか（誰かが名義人になりすましてい

るのではないか）、あるいは、内容が改ざんされていないか、といったことが確認できない恐れがある。

申請・届出等手続のオンライン化のためには、これらの確認が行える仕組み（認証基盤）が必要であることから、政府側の認証の仕組み（政府認証基盤（GPKI：Government Public Key Infrastructure））について、総務省において、関係府省との連携を図りつつ検討を行った。その結果、各府省においては、その処分権者の官職を認証する唯一のシステムとして府省認証局をそれぞれ構築し、総務省においては、それら府省認証局と、申請者を認証する民間認証局等との相互認証を簡素化し、申請者が行政機関からの許可・認可等の通知の検証を効率的に行えるようにするためのブリッジ認証局を構築することとなった。府省認証局と民間認証局等との間の相互認証を仲介するブリッジ認証局が、各府省認証局が発行する官職証明書等を申請者に対して一元的に提供するとともに、申請・届出に添付された申請者証明書の有効性検証のための機能を各府省に対して提供することにより、申請者の利便性の向上と政府認証基盤全体の効率的な構築・運用が可能なものとなっている（図表）。

ブリッジ認証局並びに総務省、経済産業省及び国土交通省の認証局については、平成13年度から既に運用を開始している。また、平成14年度内には、防衛庁、金融庁、厚生労働省及び農林水産省においても認証局の運用を行う予定であり、他のすべての府省においても認証局を整備することとなっている。

図表 政府認証基盤のイメージ



2 行政手続のオンライン化と公的認証基盤の整備

(2) 地方公共団体における制度・認証基盤の整備

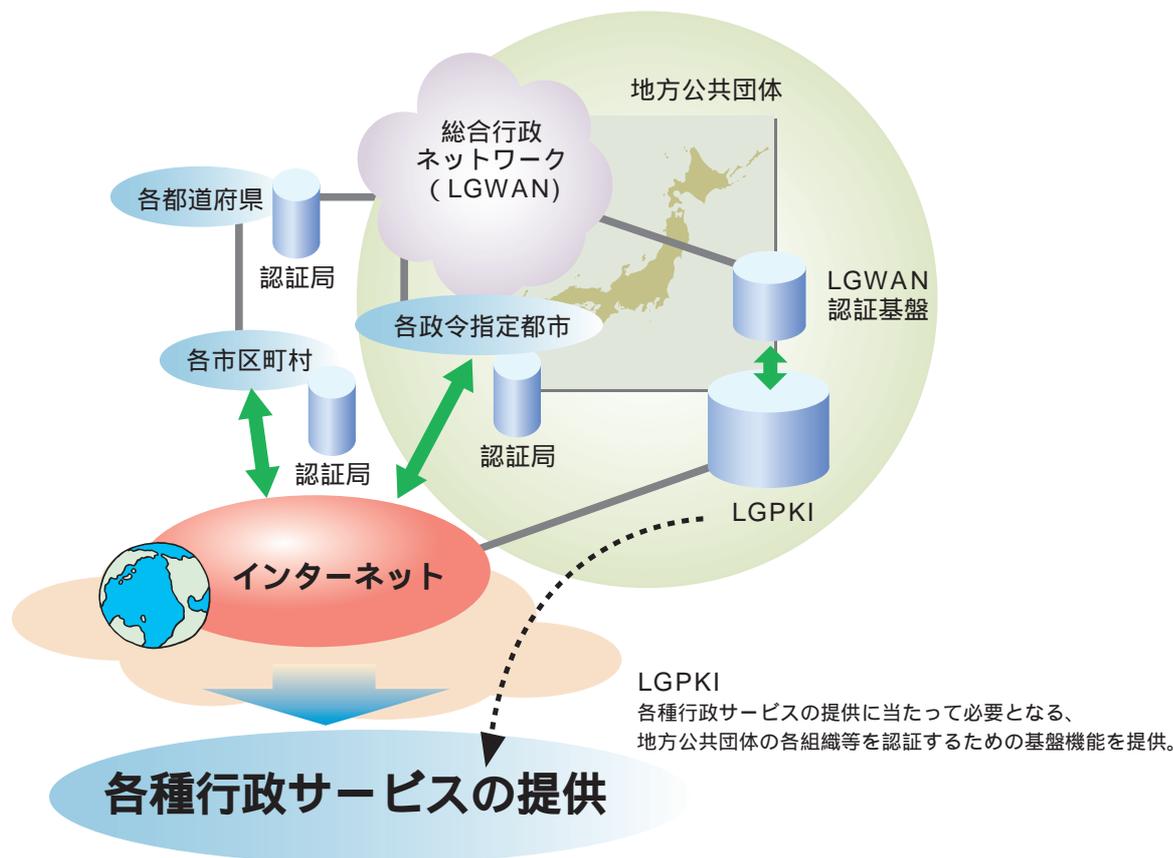
- 申請・届出等手続のオンライン化に向けて公的認証基盤の整備を推進

政府においては、国に対する申請・届出等手続について、インターネットを通じてオンラインで行うことを可能とする電子政府を構築することとしており、地方公共団体においても高度に情報化された行政の実現を図る必要がある。総務省では、これに向けた取組の一つとして、地方公共団体に対する申請・届出等手続についてもインターネットを通じて行うことが可能となるよう、政府認証基盤（GPKI）と整合性のある地方公共団体の組織認証基盤の整備を進めるとともに、個人の公的電子認証基盤の構築に向けて、制度的枠組の検討を進めることとしている。

(1) 地方公共団体における組織認証基盤の構築

地方公共団体から申請者に対する通知等をオンライン化するためには、当該地方公共団体が発信した文書等が真に当該地方公共団体によってなされたものかどうか、また、送信途上で文書等が改ざんされていないかどうかを確認できるシステム（組織認証基盤）の構築が必要となる。こうした行政機関側の認証システムについては、政府において政府認証基盤（GPKI）の構築を進めているところであり、今後、都道府県及び政令指定都市については平成13年度まで、その他の市町村については平成15年度までにシステムを構築することが求められている。

図表 地方公共団体における組織認証基盤のイメージ



平成13年度には、総務省において、都道府県及び政令指定都市における総合行政ネットワークの運用開始とあわせて、GPKIと整合性のとれた地方公共団体における組織認証基盤を構築した。今後、総務省では、整備主体等について地方公共団体と協議することとしている（図表）。

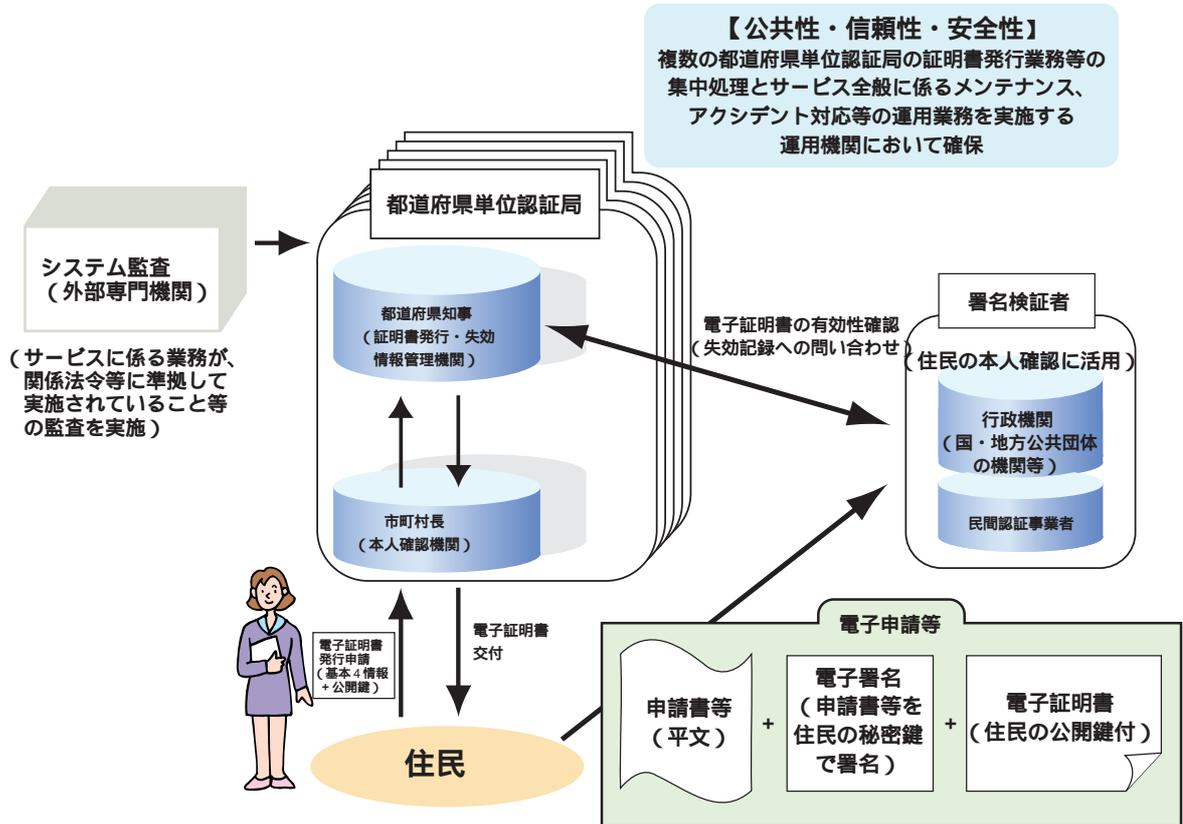
(2) 地方公共団体による公的個人認証サービス制度の構築

国や地方公共団体に対する申請・届出等をオンライン化するためには、上記(1)とは逆に申請者が発信した文書等が真に当該申請者によってなされたもの

かどうか、また、送信途上で文書等が改ざんされていないかどうかを確認できるシステムの構築が必要となる。このように国民・住民の権利に関する申請・届出等の手続をオンラインで行使する場合に備え、国民・住民に対する実質的な手続保障の確保に資するため、地方公共団体による公的個人認証サービスを提供するシステムの整備を進める必要がある。

このため、総務省では、平成15年度までの運用開始を目指して、制度的枠組について検討するとともに、システムの実証実験等を行うこととしている（図表）。

図表 地方公共団体における公的個人認証サービス制度試案（概要）



3 公共システムの開発

(1) 公共電気通信システムの共同開発の推進

- 関係省庁連携による公共分野の情報化を推進

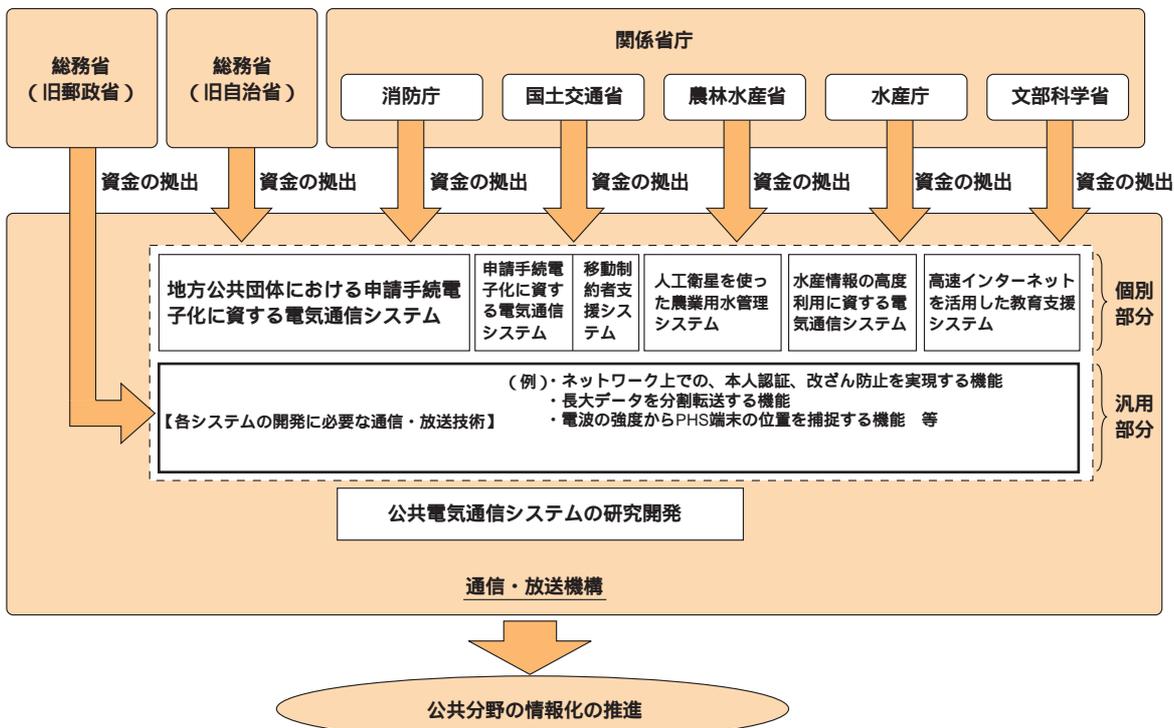
公共分野の情報化は、我が国における経済社会全体の情報化の起爆剤として期待される重要な政策課題となっており、政府一体となった取組が進められているところである。

こうした中、「特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律」(以下「システム法」という。)に基づき、通信・放送機構では総務省ほかの関係省庁からの資金の拠出を受け、公共性を有する業務の用に供する電気通信システム(特定公共電気通信システム)を開発するた

め、通信・放送技術と特定の公共分野における技術を組み合わせた研究開発を実施している(図表)。

このうち、地方公共団体における申請手続き電子化に資する電気通信システムについては、公共分野の情報化の一層の推進を図るため、公的個人認証基盤のモデルシステムの研究開発を実施しており、本システムの開発により、申請手続きにおいて、なりすまし・改ざんなどの不正行為を防ぎ、インターネット上における安全な行政手続きが可能となることが期待される。

図表 公共電気通信システムの共同研究開発



3 公共システムの開発

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムの構築の推進

- 住民サービスの向上や行政の合理化を促進

住民基本台帳は、現在、市町村が行う各種行政サービスの基礎として、行政の合理化や住民の利便の増進に役立っているところである。一方、情報通信ネットワーク社会の急速な進展の中で、住民負担の軽減や住民サービスの向上、国・地方を通じた行政改革等を更に推進するためには、行政の情報化が必要不可欠である。

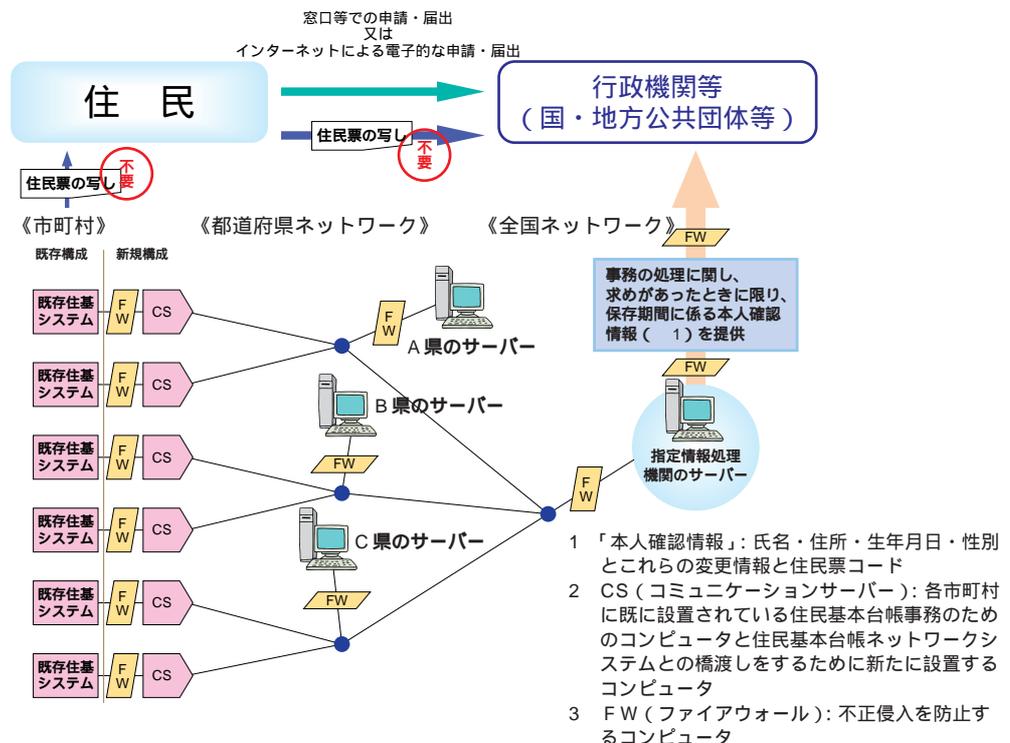
このため、平成11年に公布された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」に基づき、住民の利便を増進するとともに国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的として、住民票の記載事項として新たに加えられた住民票コードを基に、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や行政機関等（国・地方公共団体等）に対する本人確認情報の提供を行うための仕組みとして「住民基本台帳ネットワークシステム」を構築することとしている。行政機関等への本人確認情報の提供等住民基本台帳ネットワークシステムの基本的部分については平成14年8月5日から開始され、住民票の写しの広域交付、転入転出特例、住民基本台帳カードの交付等については、平成15年8月に開始することを予定している。

また、住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報保護が重要な課題であり、制度面、技術面、運用面のいずれの面においても、万全の対策を講じることとしている。

なお、本システムでは、市町村長は、希望者に対してICカードによる住民基本台帳カードを交付することとしているが、条例で定めるところにより、ICカードの高いセキュリティ機能と各種情報処理機能を利用して、独自の住民サービスの提供にも利用できるため、各市町村においては、地方公共団体による公的個人認証サービス、印鑑登録証明、公共施設の利用、保健・福祉等の多様な分野での活用が可能となってくる。また、行政手続のオンライン化に伴い、住民票の写しの添付等の省略等を可能とするため行政機関等へ本人確認情報を提供すること、地方公共団体による公的個人認証サービスに対して異動等失効情報を提供すること等により、電子政府・電子自治体の構築に当たって、更にその役割が増しているところである。

総務省においては、都道府県、市町村等との連絡調整を図りつつ、地方公共団体における本システムの円滑かつ着実な構築を支援することとしている。

図表 住民基本台帳ネットワークシステムのイメージ



4 総合行政ネットワークの構築の推進

- 平成14年4月に霞が関WANとの接続を実施

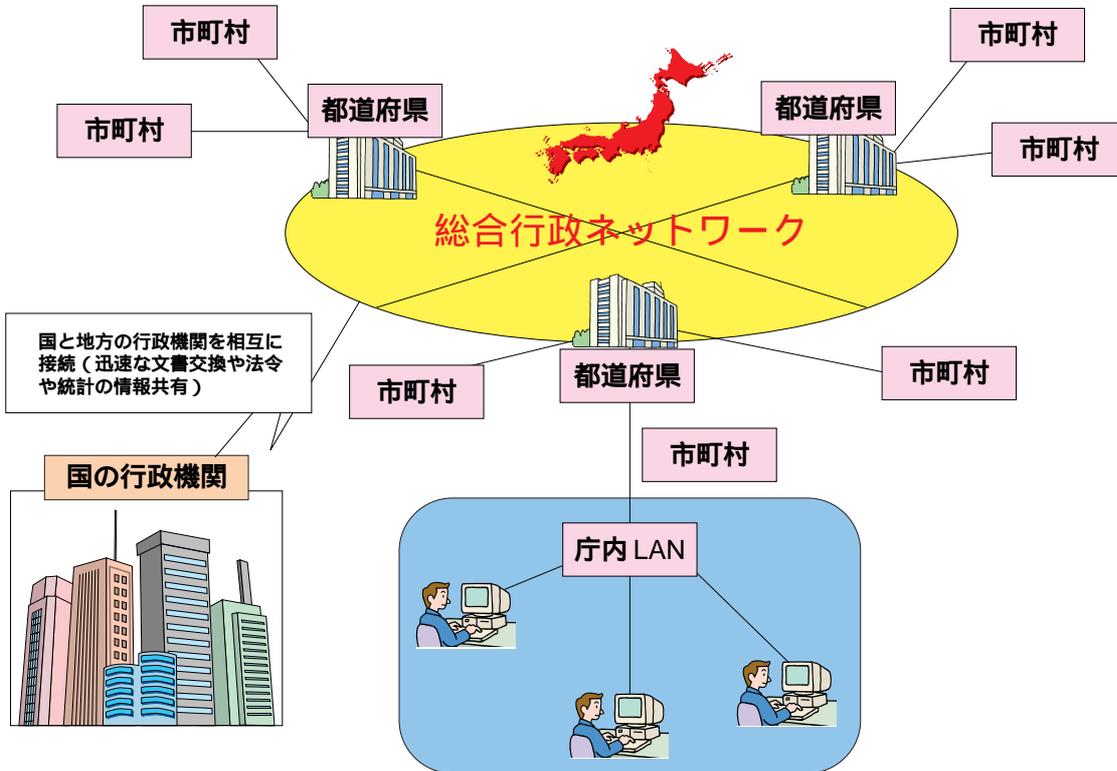
総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」(Local Government Wide Area Network) という。)は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである(図表)。

LGWANは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的としている。さらに、霞が関WANと接続することにより、国の各府省との

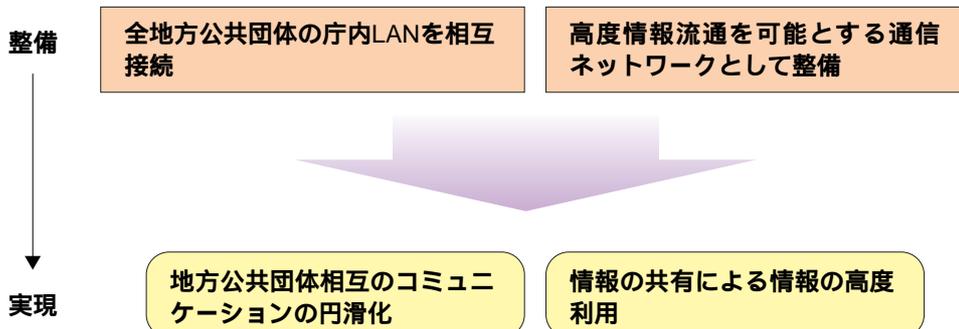
間の情報交換を図るものである(図表)。

政府は、「e-Japan重点計画」(平成13年3月IT戦略本部決定)において、「すべての地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークシステムについて、平成13年度までに都道府県・政令指定都市、平成15年度までにすべての市町村における接続を要請する。また、当該ネットワークと霞が関WANとの接続を平成14年から実施する。(総務省及び全府省)」としている。これにより、平成14年4月に霞が関WANとの接続を実施したところである。

図表 総合行政ネットワークのイメージ



図表 総合行政ネットワークの目的



5 地方公共団体における申請・届出等手続の電子化

- 平成14年3月に基本仕様を策定

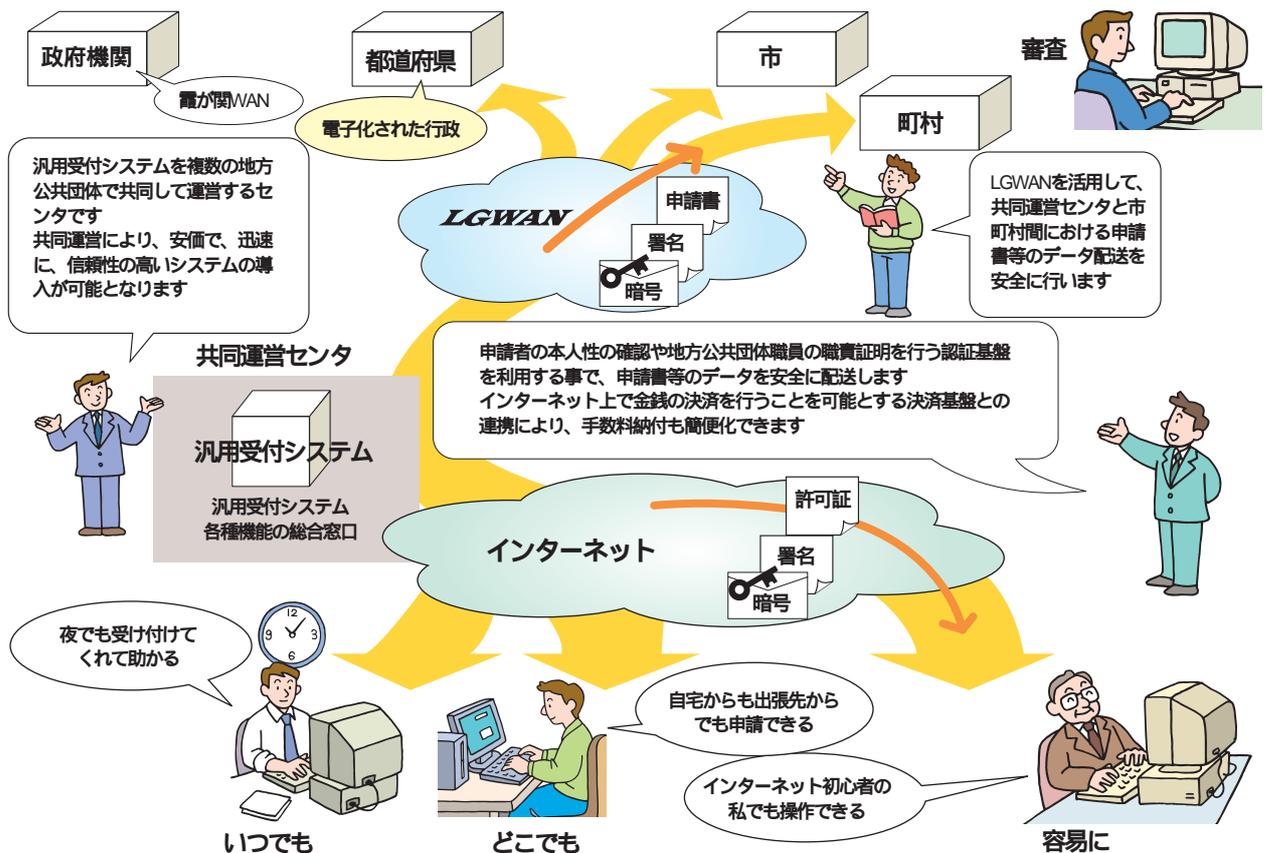
地方公共団体における汎用受付システムについては、e-Japan重点計画において、「5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (3) 具体的施策 1. 行政の情報化 e) 地方公共団体の取組支援」の項目中に、「すべての国民がITの恩恵を享受できるようにするためには、住民に身近な地方公共団体の取組が重要となることから、国は、地方公共団体において早急な取組が期待される事項や、それらに対する支援措置を明示する等により、地方公共団体の取組を支援する。iii) 地方公共団体における組織認証基盤や個人認証基盤の整備を支援するとともに、申請・届出等の受付、結果通知等について、複数の手続に汎用的に利用できる汎用システムの基本仕様を2001年度に策定する。」とあり、これに基づき平成13年度から3か年計画で、「電子自治体推進パイロット事業」として実施している。平成13年度の事業の成果に基づき、自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議において、平成14年3月に基本仕様が策定された。

平成13年度における適用範囲については、申請・届出その他申し込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供・住民との相互交流の3業種であった。

また、汎用受付システムの実現形態としては、独自運営方式 各地方公共団体が独自にシステムを運営管理する方式、共同運営方式 地方公共団体が共同で運営センターを利用する方式、併用運営方式 共同運営方式と独自運営方式を併用した方式、となっており、いずれの方式を採用するかは各地方公共団体が実情に応じて検討することとしている。

今後のスケジュールとしては、平成14年度において、公的個人認証サービス、地方公共団体の組織認証基盤(LGPKI)、決済基盤(MPN)及び他システム(文書管理システム、他府省の個別業務系受付システム等)との連携を検証し、平成15年度において、他府省の個別業務系受付システム等との連携を検証することとしている。

図表 汎用受付システムのイメージ(共同運営方式)



6 地理情報システム（GIS）構築に向けた取組

- 地理情報の高度利用に向けて

地理情報システム（GIS：Geographic Information Systems）とは、従来、紙の地図によってそれぞれ表現されてきた地理情報をデジタル情報化し、この様々な地理的位置や、空間に関する情報をもった自然、社会、経済等に関するデータ等を電子的に統合した「国土空間データ」を形成することにより、地理情報の高度利用を図るシステムである。GISの実用化によって、カーナビゲーションシステムの高度化、防災対策及び物流管理システム等の効率化などが期待される（図表）。

GISは21世紀の高度情報通信社会の重要ツールとして位置付けられており、政府においても、その整備・普及のため、内閣官房が主宰する地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議やGIS官民推進協議会の枠組等を活用して推進している。平成12年度から、岐阜県等をモデル地区に指定して、データの流通、アプリケーションの開発等により、具体的な解決策の検討やGISの有効性の検証等を行う「GISモデル地区実証実験」を実施している。

また、このような政府全体としての国土空間デー

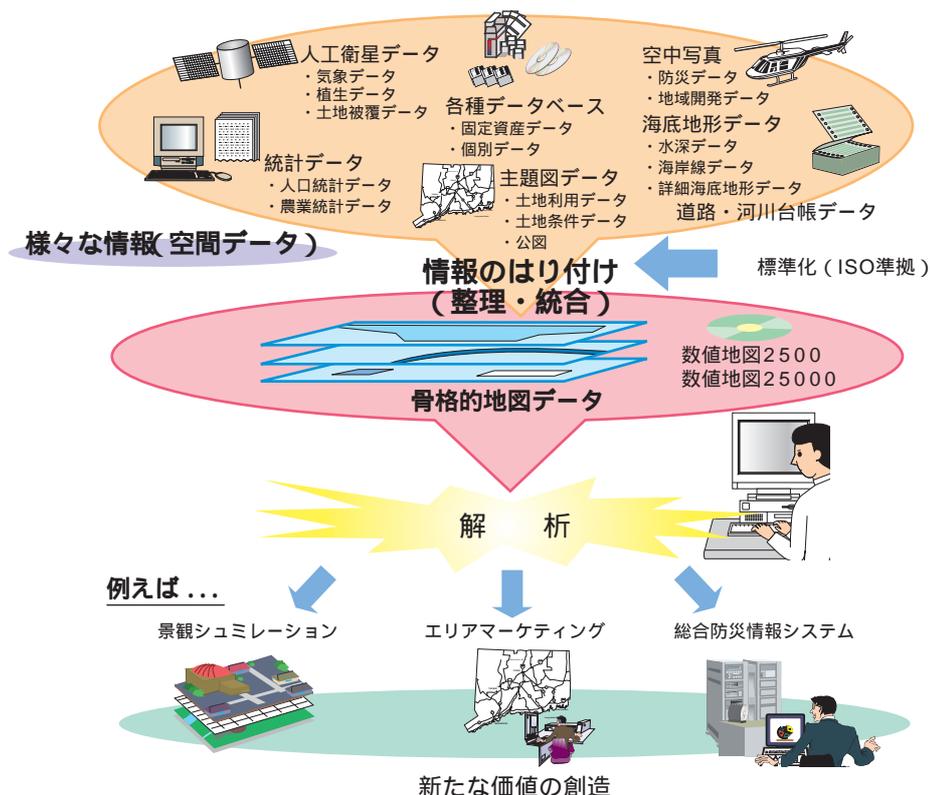
タ基盤の整備、GISの全国的な普及推進に向けた取組のほか、関係各省庁で連携しつつ、それぞれのGIS構築に向けた取組を進めており、総務省では、以下のような地方公共団体におけるデータ整備等や、GISにおける高度なデータ管理・検索技術等に関する研究開発（3-7-15参照）を推進している。

地方公共団体における統合型GISの普及に向けた調査研究

平成12年度において、地方公共団体の各部署で共用可能なデータベース（共用空間データベース）を備えた統合型の地理情報システム（GIS）の導入を促進するため、「統合型GIS共用空間データベース仕様書」を取りまとめた。平成13年度は、その仕様書により実際に地方公共団体において実証実験を実施し、その運用手法及び活用等について検証を行い、仕様書として取りまとめたところである。

今後、この仕様書を基に、行政内部の業務の省力化・効率化のみならず、広域的なまちづくりや防災計画等に活用されることが期待されている。

図表 地理情報システム（GIS）の概要図



7 デジタル・ミュージアム構想の推進

- 地域の伝統文化等に関するデータベースの整備等を促進

我が国では、生活様式の変化や高齢化の進展に伴い、広い意味での地域文化の保存・継承が急務となっており、文化財等をデジタル情報として保存する取組がそのために有効な手段であると認識されつつある。

また、平成10年11月に政府の高度情報通信社会推進本部にて取りまとめられた「高度情報通信社会の実現に向けた基本方針」においても、地域の伝統文化や産業、歴史的遺産等に関するデータベースの整備や情報提供体制の充実を図ることが掲げられ、国民の文化志向の高まりと多様化に対応した情報化を推進することとされているところである。

こうした中、その保存・継承が難しくなっている地域の有形・無形の文化財、歴史的遺産を半永久的に劣化することなく保存し、かつ、それらを住民にも公開していくことが可能な地域デジタルアーカイブを整備する取組を地域文化の保護の担い手である地方公共団体が行うことは重要である。また、地域文化は一部の地域内、関係者に限られていたが、これを広く内外に紹介する仕組みを構築することを通じて、文化施設や教育現場における日本の地域文化全般への理解の深化や文化財に関する国際交流が図られるほか、地域文化情報を情報資源として利活用することで地域の活性化が期待される。

このため総務省では、地域の文化施設（美術館や博物館等）に蓄積された文化財等のデジタル情報にネットワークを通じて誰もがアクセス可能な状態にする「デジタル・ミュージアム構想」を推進しているところである。

平成10年度に自治省（現総務省）では、高度情報

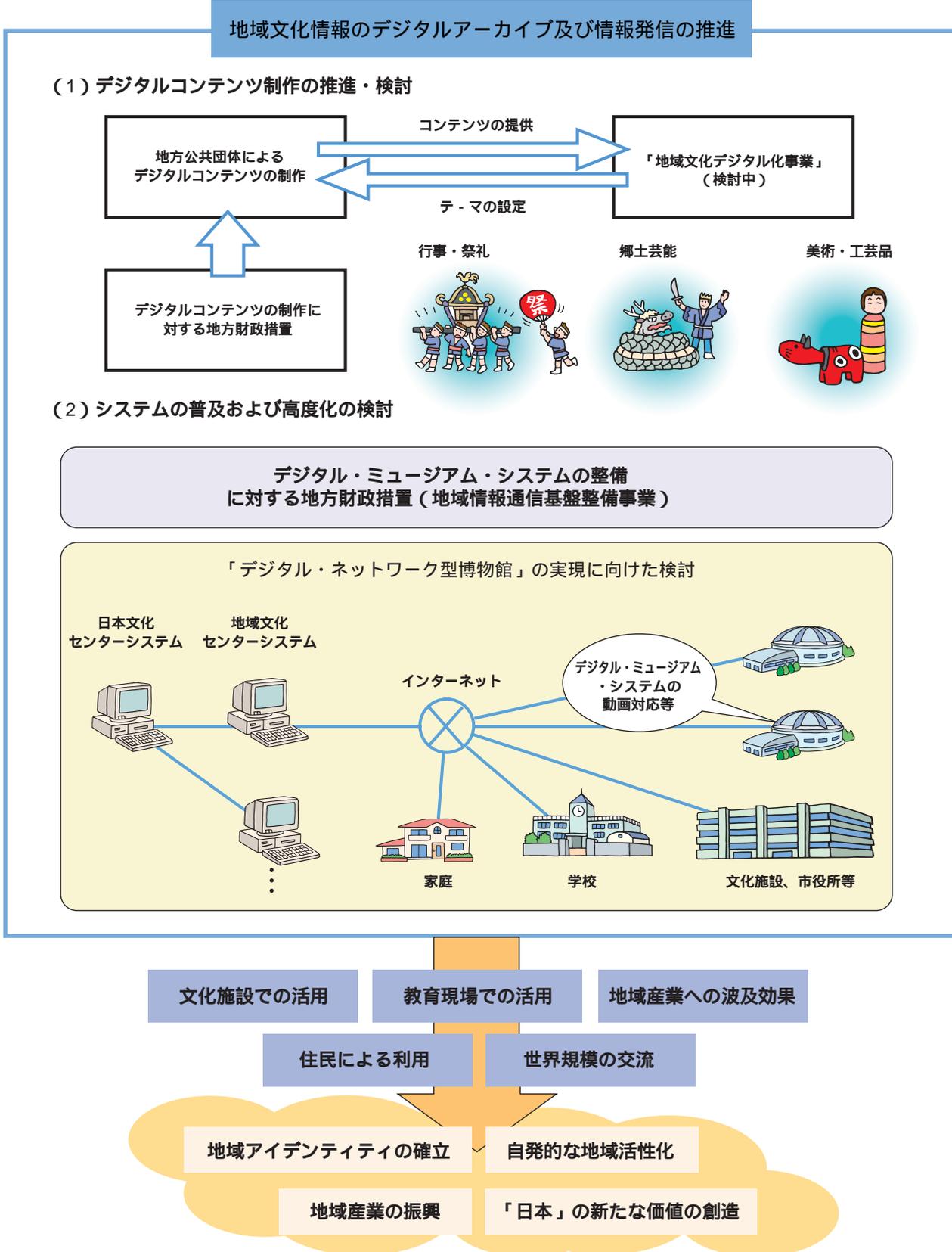
通信社会の進展に対応した地域の活性化を図るため、「地域情報通信基盤整備事業」を開始し、公共施設等を相互に接続する高度な情報ネットワークの整備等について地域総合整備事業債（平成14年度からは地域活性化事業債）による財政措置を講じていたが、新たに平成12年度に「デジタル・ミュージアム構想」に資するシステム（ハード）整備についても対象とするとともに、地方公共団体における地域文化を主題としたデジタル・コンテンツの制作に対して地方交付税による財政措置を行った。

総務省では、本施策により地域デジタルアーカイブや、それらのデジタル情報を素材としてテーマ別に編集する全国的な取組（地域文化デジタル化事業）を支援し、地域の情報通信基盤の整備を一層推進することとしている（図表）。

また、今後、こうした取組を通じ、地域における日本文化・歴史的伝統等を体現する収蔵品をデジタル化・ネットワーク化し、どこからでもアクセスできるシステムを構築することにより、全体として日本文化全般の把握、日本の再発見、海外への日本文化紹介等が可能となるような「デジタルネットワーク型博物館構想」の実現に向けた検討を進める予定である。

地方公共団体においても、今後、地域における文化的資源の再発見、地域アイデンティティの確立、地域の活性化の機運を自発的に醸成する環境を整備するため、地域の関係者の協力を得ながら、地域の文化施設に蓄積された文化財等のデジタル情報化の実現に向けて積極的に対応していくことが必要である。

図表 デジタル・ミュージアム構想の推進イメージ



8 ITによる地域振興

- 情報通信産業特別地区制度の創設等

米軍の施設・区域が沖縄県に集中し、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、沖縄県が地域経済として自立し、雇用を確保することによって、県民生活の向上に資するとともに、沖縄県が我が国経済社会に寄与する地域として発展することは、政府の重要な課題となっている。このような沖縄の特殊事情にかんがみ、政府は、沖縄振興策について沖縄政策協議会（平成8年9月閣議決定により設置）等において政府の沖縄に関連する基本施策に関して検討を行い、沖縄振興計画の策定、情報通信産業等各種産業の振興のための特別措置等、沖縄の振興を図るための所要の措置を講ずることを目的として、平成14年4月に「沖縄振興特別措置法」が施行されたところである。この中で、情報通信の振興は、沖縄振興の重要な柱と位置付けられ、情報通信産業特別地区制度の創設及び情報通信産業振興計画の策定等が盛り込まれた（図表）。

総務省では、沖縄をアジア・太平洋地域における情報通信ハブとして形成するため、平成8年度より「沖縄マルチメディア特区構想」を提唱し、情報通信基盤の整備や、情報通信分野における人材の育成・研究開発の推進を促進するための各種施策を実施してきたところである。さらに、同構想の成果の上に立ち、沖縄における情報通信ハブ実現の加速化や国内外の情報通信関連企業等の誘致促進を目指す「沖縄国際情報特区構想」が、「沖縄経済振興21世紀

プラン」最終報告（第15回沖縄政策協議会・平成12年8月開催）で提言された。そこで、総務省では次の5つの具体的な推進方策に基づき、各種施策を多面的かつ重層的に展開しているところである。

【具体的な推進方策】

- ・アジア・太平洋地域の情報通信拠点形成に向けたグローバルなIXの形成
 - ・地域情報通信ネットワークの高度化
 - ・国内外の情報通信関連企業、研究機関等の誘致促進・集積・育成
 - ・国内外のコンテンツ、アプリケーションの集積
 - ・情報通信技術等に明るい人材の早期・大量育成
- 具体的には、平成13年度には、「沖縄国際情報特区構想」の推進に関する調査研究、宜野座サーバーファーム整備事業（経済産業省との共同事業）、嘉手納マルチメディアタウン事業、とぅもーるネット整備事業、北部広域ネットワークの構築に関する調査事業が行われた。これらの事業の実施等により、情報通信関連企業の沖縄への進出が促進され、平成13年度の1年間で、25社が沖縄に新たに進出し、約660人の雇用が新たに創出された。

平成14年度には、平成13年度からの継続事業に加え、沖縄県において、県内情報通信関連分野に従事するIT技術者を主対象として、高度なITを活用できる人材の育成を図るIT高度人材育成事業を新たに経済産業省と共同で実施する予定である。

図表 沖縄振興特別措置法の概要（情報通信関係）

